

■ 基本的な考え方

利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるように、床に段を設けないよう配慮するとともに、必要な幅員を確保するよう努めなければなりません。

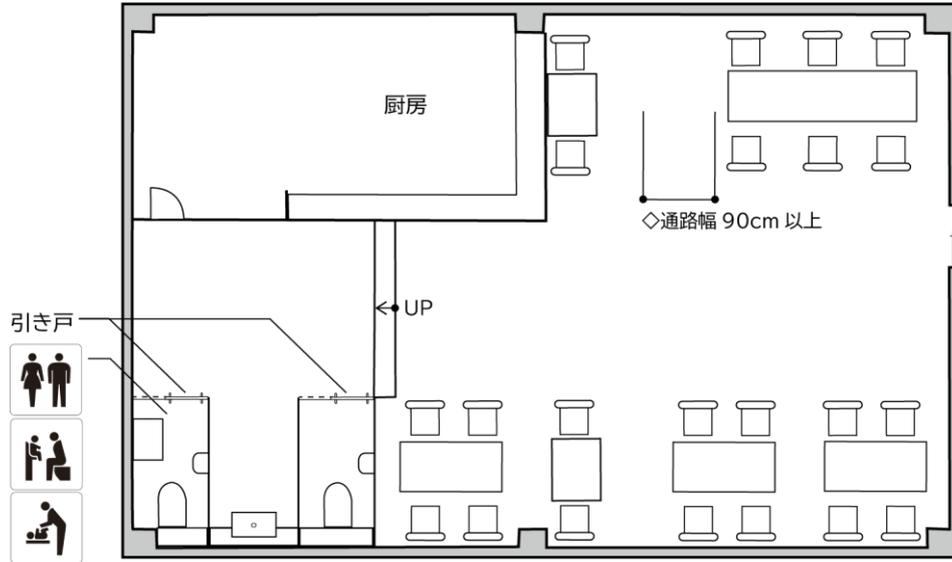
■ 参考とすべき項目

項目	解説	参照条文等
①段差解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用居室の床は、車椅子使用者が利用できるよう、段を設けない。しかし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除くものとする。 ・ 「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。 ・ 「07 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。 ・ 段差が生じる場合は、擦り付けを設ける等、車椅子使用者円滑に通行できるように配慮する。(高低差2cm以下の段差は許容範囲) <p>◇利用居室の床は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であって、車椅子使用者が容易に移乗できる高さのもの ・ 劇場等に設ける階段状の客席及び通路(客席の出入口から車椅子使用者用客席までの通路を除く。)の部分 	<p>【図1】</p> <p>県告 498 号</p> <p>【図2】</p>
② 通路の有効幅	<p>◇利用居室内の通路の幅は、90 cm以上とする。</p> <p>◇物販店の主要な経路上の通路の幅は 120 cm以上とする。ただし、片側商品棚の場合は 90 cm以上とする。</p>	<p>条 27【図1】</p> <p>標 2-14.3.1.1.1</p> <p>【 図 3 】</p>
その他	<p>◇飲食店舗の椅子は可動式とする。</p>	<p>標 2-14.4.1.1.2</p>

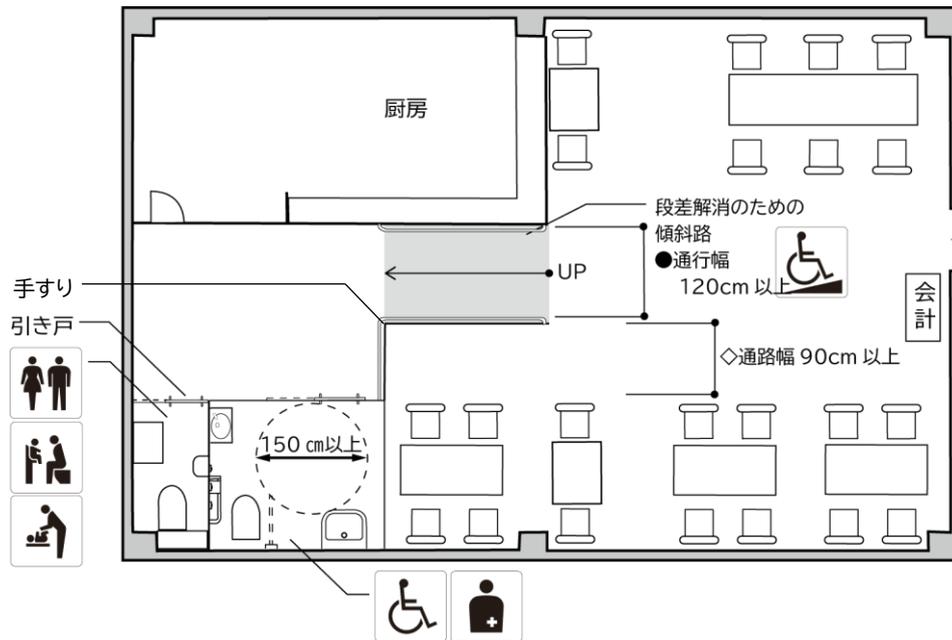
■ 参考図

図 1 利用居室の段差解消の例

<段差がある場合の例>



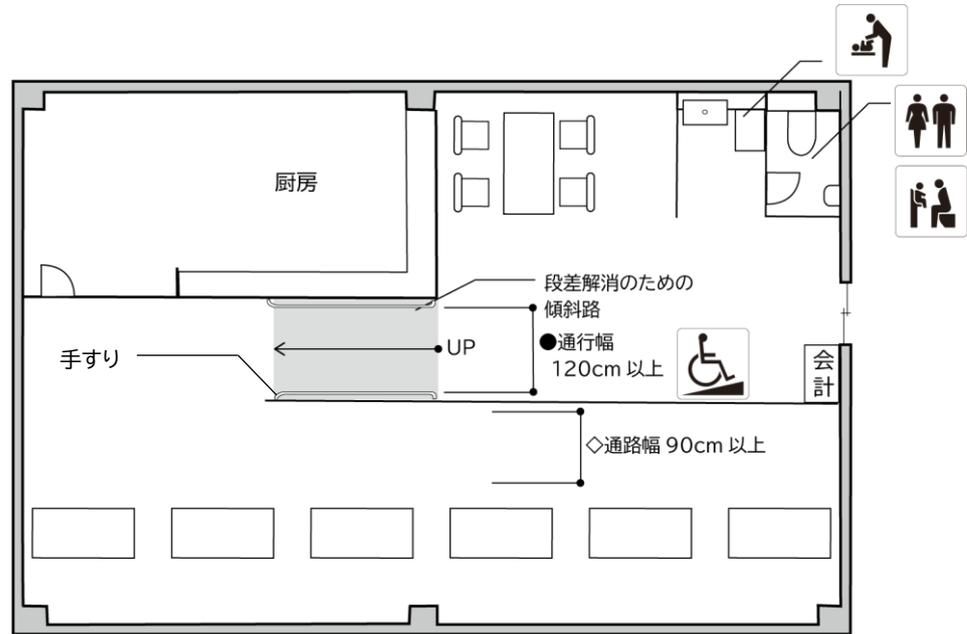
<段差解消を行った場合の例>



■ 参考図

図 2 飲食店の段差解消の例

<段差解消を行った場合の例>



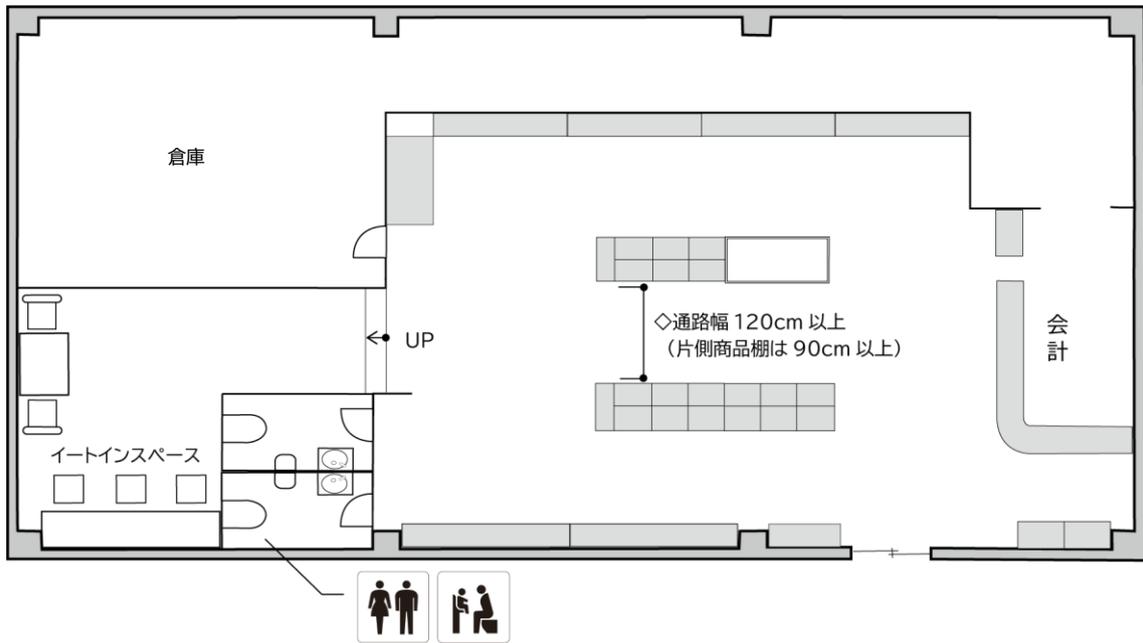
<段差解消が不要となる小上がりの例>



■ 参考図

図3 物品販売店の例

<段差がある場合の例>



<段差解消を行った場合の例>

